

第 4-25 表 オゾン層保護に向けての国際的取り組みと国内関連法

| 年 月         | 内 容                                                                                                                                              |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 62 年 9 月 | 成層圏オゾンが破壊され、地表に降り注ぐ有害紫外線が増加することにより、人の健康に影響するのではないかと指摘から、フロン規制の国際的取り組みを進めるべく「モントリオール議定書」が採択された。                                                   |
| 昭和 63 年 5 月 | 我が国でもこの議定書を実施に移すため、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)が公布された。                                                                                    |
| 平成 4 年 11 月 | 「第 4 回モントリオール議定書締約国会議」で、特定フロンの全廃時期を 1996 年までに早めること等の既存規制物質削減計画の前倒し(資料編第 4-1 図)並びに HCFC, HBFC 及び臭化メチルの新規規制物質追加等の規制強化等が採択された。                      |
| 平成 5 年 9 月  | 上記の合意を受け、これに対する国内措置として「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に基づく告示の一部改正」が公布され、特定フロン等の 1995 年末全廃が決定した。                                                         |
| 平成 6 年 6 月  | 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、HCFC 等の新規規制物質が特定物質に追加され、既存規制物質と同様、製造数量の規制等が行われることとなった。                                                 |
| 平成 7 年 12 月 | ウィーン(オーストリア)において「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第 7 回締約国会合」が開催され、HCFC の全廃時期が 2030 年から 2020 年に早められ、臭化メチルにかかる全廃計画の設定等が合意された。                             |
| 平成 9 年 9 月  | モントリオール(カナダ)において開催された「第 9 回締約国会合」では、臭化メチルの全廃時期が先進国については 2010 年から 2005 年に早められ、開発途上国についても新たに 2015 年までに全廃することとなった。(資料編第 4-26 表)。                    |
| 平成 13 年 4 月 | オゾン層保護及び地球温暖化防止を推進するためには、フロンの生産規制等だけでなく、既に生産された製品からの排出を抑制することも必要なことから「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が施行され、家庭用冷蔵庫及びルームエアコンに使用されているフロンについて、回収・処理が義務づけられた。 |
| 平成 13 年 6 月 | 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収破壊法)が公布され、カーエアコン及び業務用冷凍機器等に使用されているフロンについても、平成 13 年 12 月以降、段階的に回収・処理が義務づけられた。                              |